

船舶事故調査報告書

令和3年3月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年9月12日 11時00分ごろ～19時03分ごろの間）
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港（谷山南防波堤東方沖） 鹿児島港谷山2区南防波堤灯台から真方位086°1,440m付近 （概位 北緯31°28.8 東経130°33.6）
事故の概要	瀬渡船 ^{けんしやう} 健商丸は、錨泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 健商丸、3.14トン 295-20163鹿児島、個人所有 8.90m(Lr)×2.15m×0.75m、FRP ディーゼル機関、132.39kW、昭和57年6月
乗組員等に関する情報	船長 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成30年10月19日 免許証交付日 平成30年10月19日 （令和5年10月18日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東～西北西、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約23～27
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、瀬渡しの目的で、令和2年9月12日06時00分ごろ鹿児島港谷山2区東ふ頭を出港し、06時30分ごろ同区の谷山南防波堤に釣り客3人を瀬渡しした後、収容予定時刻まで同防波堤南方沖で待機した。 釣り客は、本船が11時00分ごろ谷山南防波堤南方沖から東方沖に移動を始めたのを認めた。

釣り客は、船長が収容予定時刻の15時ごろになっても迎えに来ないので、15時過ぎごろ船長の携帯電話に電話をかけたが、電話に出ず、その後、何度も電話を掛け続けたものの、電話に出なかったので、17時56分ごろ海上保安庁に、「本船は見えているが、船長が迎えに来ない」旨を連絡した。

海上保安庁は、巡視船の搭載艇で谷山南防波堤東方沖に向かい、19時03分ごろ錨泊している本船を発見して近づいたところ、左舷船尾付近の海面で、「左舷船尾部のたつに取り付けられたロープ」（以下「本件ロープ」という。）に左足首が引っ掛かり、うつ伏せの状態で見えている船長を発見し、19時30分ごろ搭載艇に揚収した。（写真1参照）

ロープが取り付けられていたたつ



写真1 本船発見時（海上保安庁提供）

船長は、鹿児島港谷山2区に搬送された後、19時42分ごろ救急隊員により死亡が確認され、医師により死因が溺水と検案された。

釣り客の3人は、20時30分ごろ巡視艇によって鹿児島港谷山2区に搬送された。

本船は、来援した巡視艇の海上保安官が移乗して操船し、13日00時10分ごろ鹿児島港新港区に入港した。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

本船は、発見時、船首部から錨を投入して機関を中立運転とし、魚群探知機を作動させた状態であり、船体に衝突痕等の損傷がなく、後部甲板には釣り竿が1本とクーラーボックスが置かれ、クーラーボックスの中に弁当が未開封の状態に残っており、船内には救命胴衣、船長の携帯電話が残されていた。

本船は、海面から船上に上がる際に使用する梯子等が設置されていなかった。

本件ロープは、防舷材用のタイヤを吊るすためのものであった。

船長は、発見時、長袖シャツ、カーゴパンツの上に黒いヤッケの上

	下を着用し、裸足で、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長の死因は、溺水であった。 船長は、本船が11時00分ごろ谷山南防波堤南方沖から東方沖に移動を始めたのを目撃された後、19時03分ごろ谷山南防波堤東方沖で錨泊中の本船ロープに左足首が引っ掛かり、うつ伏せの状態で見失われているところを発見されたことから、この間において、本船から落水したものと考えられる。 船長は、錨泊中に落水し、船上に上がることができずに溺水したものと考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が谷山南防波堤東方沖において錨泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人で乗り組む小型船舶の船長は、錨泊中であっても落水防止に努めるとともに、暴露甲板では落水に備えて救命胴衣を常時着用すること。 ・ 1人で乗り組む小型船舶の船長は、落水に備えて梯子等を船内に備え置き、錨泊中などに常に設置しておくことが望ましい。 ・ 乗船中は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

